

慈啓会短期入所生活介護事業所ユニット型ご利用料金表(予防給付)

●本館予防ショートステイ(ユニット個室)日額ご利用料金 (単位:円)

2017/4/1～

①介護保険予防給付自己負担額 (i 基本サービス費+ii 加算+iii 加算)	要支援 1		要支援 2	
	1割負担	586	682	
	2割負担	1,172	1,363	
	-	-	-	
②食費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	300		
	第2段階	390		
	第3段階	650		
	第4段階	1,380		
③滞在費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	820		
	第2段階	820		
	第3段階	1,310		
	第4段階	2,950		
④自己負担額合計 (①+②+③)	第1段階	1,706	1,802	
	第2段階	1,796	1,892	
	第3段階	2,546	2,642	
	第4段階1割	4,916	5,012	
	第4段階2割	5,502	5,693	
	-	-	-	

i)基本サービス費 (日額)	介護度		要支援 1		要支援 2	
	単位数		508	631		
	1割金額		517	642		
	2割金額		1,034	1,284		
			-	-		

ii)短期生活処遇改善 加算(I)/日額	介護度		要支援 1		要支援 2	
	単位数		44	39		
	1割金額		45	40		
	2割金額		90	79		
			-	-		

※月の総単位数(i+iii)に加算率1000分の83を乗じた単位数(月毎の利用状況により変動します)

※①介護保険予防給付自己負担額には上記サービス費の他に以下の加算が含まれています。(日額)

iii)加算項目	単位	金額	算定要件
機能訓練体制加算	12	13	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者の数を100で除した数以上配置している場合
サービス提供体制強化加算(I)口	12	13	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上配置した場合

《その他介護サービス加算の内訳(日額)》

加算項目	単位	金額	算定要件
送迎加算(片道)	184	188	送迎を利用した場合(片道につき)
療養食加算	23	24	医師の発行する食事せんで療養食を提供した場合(1日につき)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	204	家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者の緊急受入を行った場合

個別機能訓練加算	56	57	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、継続的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行なっ
若年性認知症利用者受入加算	120	122	若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合

※1単位は地域単価により10.17円で計算しております

【その他の料金】

・居室内の据え付け家電製品使用料として、一日あたり50円の料金が発生いたします。

※利用者負担段階第1～第3段階の皆様にご負担頂きます。第4段階の皆様は居室料に含まれますのでお支払いはありません

《利用者負担段階》

所得段階	保険料段階区分
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。・生活保護の方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計年間80万円以下の方。
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。 (課税年金が80万円超155万円未満に相当するの方)※年金所得のみの単身者の場合)
第4段階	・上記以外の方

* 住民税非課税世帯の方は、減額になる場合がございますのでご相談ください。